

~~障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例（案）
逐条解説（案）（未定稿）~~

議案第42号資料1

障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例

逐条解説（案）

前文

全ての人は、基本的人権を有するかけがえのない個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有している。しかし、依然として障害のある人に対する誤解、偏見及び不当な差別的取扱いが存在し、これらが障害のある人の社会参加や自立を妨げる社会的障壁となっている。

それに対して、市民一人一人が障害を理由とする差別を身近な問題として捉え、障害や障害のある人に対する理解を深め、適切な配慮について学び、実践することは、障害を理由とする差別を解消し、誰もが平等である小金井市を実現する第一歩となる。

2006年12月に国際連合総会で障害者の権利に関する条約が採択され、我が国でも平成26年1月に批准された。さらに、国際連合の障害者の権利に関する条約の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、平成25年6月に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が制定され、平成28年4月1日から施行された。これからは、これらの条約や法の下に、障害のある人もない人も共に考え行動し、社会の制度や在り方を見直していくことになる。

私たちは、障害のある人もない人も等しく、基本的人権を有する個人としてその尊厳が重んじられ、相互に尊重し合いながら、共に学び、共に生きる小金井市の実現を目指して、この条例を制定する。

~~この前文では、条例の制定の目的を明確にするために定めた目標として「障害のある人もない人も等しく、基本的人権を有する個人としてその尊厳が重んじられ、相互に尊重し合いながら、共に学び、共に生きる小金井市の実現を目指す」ことが記載されている。~~

~~これまで「障害」は、個人の問題であり、健康上から直接に生じるものであって、個別的な治療の対象と考えられてきた（いわゆる「医学モデル」）。それゆえ、保健政策の対象として、障害のある人が社会から隔離をされるようなことが多く存在しており、戦後の日本社会においても、特に高度経済成長期には、集団性や画一性が重視されるようになり、とりわけ障害のある人は、集団に適さない人とみなされがちになり、保護の対象として捉えられ、地域社会への参加が困難な状況が続いてきた。~~

~~しかし、「障害」は、個人の問題のみではなく、その多くが社会との関係性によって作り出された問題である（いわゆる「社会モデル」）。その人が持つ能力の発揮が、社会が作り出した常識、観念、環境などによって妨げられている状態（社会的障壁）を障害として捉えるべきである。~~

~~そして、障害は社会が作り出した問題である以上、それはその社会及び社会を構成する一人ひとりが解決に向けて取り組まなくてはならない。~~

~~前文では、本市の障害者福祉施策を進めるべく、本条例の前提となる考え方を明らかにしている。具体的には、①「市民一人一人が障害を理由とする差別を身近な問題として捉えること」、②「障害や障害のある人に対する理解を深め、適切な配慮について学び、実践すること」こそが、誰もが平等である小金井市を実現することの第一歩となることが明らかにされている。~~

（目的）

第1条 この条例は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）の趣旨にのっとり、障害者に対する市民及び事業者の理解を深め、障害者に対する差別をなくすための取組に関し、基本理念を定め、小金井市（以下「市」という。）、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、当該取組に係る施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的に推進し、もって市民が障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に手を取り合い安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

本条は、本条例の制定目的を明らかにしたもので、~~条例を解釈し、運用する場合の基本となるものである。~~

~~「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年6月法律第65号）（以下「障害者差別解消法」という。）については、平成28年4月に「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資すること」を目的として制定された施行されている。~~

本市はも、~~「市民が障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に手を取り合い安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与すること」を目的として定めている。~~

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。ただし、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、難治性疾患その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的又は断続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (3) 合理的な配慮 障害者が障害者でない者と等しく基本的人権を享有し、日常生活又は社会生活を営むために、障害者の求めに応じて必要かつ適切な現状の変更又は調整を行うことをいう。ただし、社会通念上その実施に伴う負担が過重になるものを除く。
- (4) 差別 正当な理由なく、障害を理由として、障害者でない者の取扱いと比べて不当な取扱いをし、又はしようとする事、及び合理的な配慮をしないことをいう。
- (5) 虐待 障害を理由として、排除、身体的及び心理的な暴力、心理的な外傷を与える言動、放置、無作為等の行為をすることをいう。
- (6) 共生社会 差別を解消し、障害者と障害者でない者とが分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、地域の中で共に手を取り合い安心して暮らすことのできる社会をいう。

本条は、本条例における用語について、その意味を明確にし、解釈に疑義が生じないように定めた。

(1) 障害者

~~障害は、個人の心身の機能によって生じるものではなく、その人に対する態度及び環境といった社会的障壁との間の相互作用によって生じるものであり、そのことによって継続的日常生活又は社会生活に制約がある状態であると考えられている。~~

~~障害の概念については、障害者権利条約で明らかにされているが、非常に重要なポイントであるため、障害の概念を明記することとした。~~

「継続的」とは常に何らかの症状が出ている状態を指し、「断続的」とは症状が

出たり出なかつたりする状態を指す。障害者差別解消法の国会審議において、継続的には、「断続的なもの、周期的なものも含まれる」との内閣府の答弁があるが、「常に何らかの症状が出ている状態」と「症状が出たり出なかつたりする状態」とを分かりやすくするため、「継続的又は断続的」と規定している。

~~ま~~って、本市の本条例条文では、障害者の定義に「難治性疾患」のある者を含み、また継続的だけでなく、断続的であっても「日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態」にあるものも障害者として定義している。

~~特に女性である障害者は、障害に加えて女性であることにより、更に複合的に困難な状況に置かれている場合があること、障害児には、成人の障害者とは異なる支援の必要性があることに留意する。~~

【参考法規等】

●~~障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）~~

~~（目的）~~

~~第1条 この条約は、全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な共有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする。~~

~~障害者には、長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な機能障害であって、様々な障壁との相互作用により他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げ得るものを有する者を含む。~~

●~~障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）~~

~~（定義）~~

~~第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。~~

~~一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。~~

●~~衆議院内閣委員会会議録（第14号 平成23年6月15日）6頁〔抄〕~~

~~○山崎（誠）委員〔略〕~~

~~まず、2条の、障害者の定義についてというところです。~~

~~—〔略〕—~~

~~そして、さらにその先に「障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態」というような記述もございます。例えば、細かいお話ですが、この「継続的」というような意味も、これはとり方によっては断続的であったり周期的であったり、いろいろな症状の出方もあると思います。そういったものも含めて、この定義をどのように解釈されているのか、もう一回重ねてお聞きをしたいと思います。~~

~~○村末政府参考人(内閣府政策統括官) お答え申し上げます。~~

~~〔略〕~~

~~また、今、「継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける」という条文も引用いただきましたが、この「継続的に」ということの意味の中には、断続的なもの、周期的なものも含んで、幅広くとらえるものというふうに考えているところがございます。~~

●障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針~~(内閣府)~~（平成27年2月24日閣議決定。以下「国基本方針」という。）（抜粋）

第2 行政機関等及び事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する共通的な事項

1 法の対象範囲

(1) 障害者

対象となる障害者は、障害者基本法第2条第1号に規定する障害者、即ち、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」である。これは、障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（難病に起因する障害を含む。）のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえている。したがって、法が対象とする障害者は、いわゆる障害者手帳の所持者に限られない。なお、高次脳機能障害は精神障害に含まれる。

また、特に女性である障害者は、障害に加えて女性であることにより、更に複合的に困難な状況に置かれている場合があること、障害児には、成人の障害者とは異なる支援の必要性があることに留意する。

(2) 社会的障壁

~~「社会的障壁」とは、社会が障害のない者を中心として構築された結果、障害のある人が社会生活を営む上で、妨げとなっていること（物や建造物などのハード面のみならず、障害のない者を前提として形作られているルールや常識、慣行などのあらゆるもの）を意味している。~~

障害者差別解消法第2条第2号と同じ趣旨である。

~~【参考法規等】~~

~~●障害者差別解消法~~

~~（定義）~~

~~第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。~~

~~(2) 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。~~

(3) 合理的な配慮

~~合理的配慮とは、障害のある人が日常生活や社会生活で受ける様々な制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、障害のある人の意向を尊重しながら、個別の状況に応じて行われる配慮をいう。そのため、合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものである。~~

~~障害者差別解消法は、行政機関に対しては、障害のある人から「社会的障壁を取り除くために何らかの対応が必要」という意思が伝えられた時に、双方の建設的対話により負担が重すぎない範囲で必要かつ合理的な対応をすることを求めている。~~

~~障害者差別解消法第5条にあるように、施設におけるバリアフリー化や情報の取得・利用・発信のためのアクセシビリティの向上など、不特定多数に対して事前に行われる措置・対応については、必要かつ合理的な配慮を的確に行うための環境の整備として実施に努めることが求められる。なお、この環境の整備には、職員に対する研修等のソフト面の対応も含まれる。~~

~~ただし、合理的な配慮は、社会的障壁を取り除くに当たって、社会通念上その実施に伴う負担が過重になるものを除きその実施に伴う負担が過重でない場合に行わ~~

れるものである。~~過重な負担か否かを判断する際の要素として、①事務・事業への影響の程度 ②実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的制約など）③費用・負担の程度 ④事務・事業規模 ⑤財政・財務状況が内閣府の基本方針にて例示されている。~~

過重な負担については、国基本方針第2第3項第2号を参考として、次個別の事案ごとに、上記の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。過重な負担に当たると判断した場合は、障害者にその理由を説明し、理解を得るよう努めることが求められる。

【参考法規等】

●障害者基本法

~~（差別の禁止）~~

~~第四条 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。~~

~~2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。~~

~~3（略）~~

●障害者差別解消法

（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

第5条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）

第7条 （略）

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

（事業者における障害を理由とする差別の禁止）

第8条 (抜粋)

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

~~●国基本方針障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(内閣府)(平成27年2月24日)(抜粋)~~

~~第2 行政機関等及び事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する共通的な事項~~

3 合理的配慮

(2) 過重な負担の基本的な考え方

過重な負担については、行政機関等及び事業者において、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。行政機関等及び事業者は、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。

- 事務・事業への影響の程度（事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か）
- 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- 費用・負担の程度
- 事務・事業規模
- 財政・財務状況

(4) 差別

~~差別の定義については、障害者差別解消法では、「不当な差別的取扱い」及び「合理的配慮の不提供」をしてはならない差別としている。障害者権利条約においても第2条で、障害のある人に「合理的配慮」をしないことは差別にあたるとしている。~~

また本市の条例は正当な理由なく、障害を理由として不当な取扱いを「しようとする事」も差別であるとしている。

正当な理由の判断の視点は、~~国基本方針後述の内閣府の障害を理由とする差別の~~

~~解消の推進に関する基本方針を参照。~~

【参考法規等】

●~~障害者差別解消法~~

~~（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）~~

~~第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。~~

~~2（略）~~

~~（事業者における障害を理由とする差別の禁止）~~

~~第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。~~

~~2（略）~~

●~~国基本方針障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（内閣府）（平成27年2月24日）（抜粋）~~

~~第2 行政機関等及び事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する共通的な事項~~

~~2 不当な差別的取扱い~~

~~（1）不当な差別的取扱いの基本的な考え方~~

~~ア 法は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することを禁止している。~~

~~なお、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いではない。~~

~~イ したがって、障害者を障害者でない者と比べて優遇する取扱い（いわゆる積極的改善措置）、法に規定された障害者に対する合理的配慮の提供による障害者でない者との異なる取扱いや、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障害者に障害の状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たらない。不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害者を、問題となる事務・事業について本質的に関係する諸事情が同じ障害者でない者より不利に扱うことである点に留意する必要がある。~~

(2) 正当な理由の判断の視点

正当な理由に相当するのは、障害者に対して、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合である。行政機関等及び事業者においては、正当な理由に相当するか否かについて、個別の事案ごとに、障害者、事業者、第三者の権利利益（例：安全の確保、財産の保全、事業の目的・内容・機能の維持、損害発生の防止等）及び行政機関等の事務・事業の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。行政機関等及び事業者は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。

(5) 虐待

~~障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）では第2条において、虐待の定義として養護者、障害者福祉施設従事者等、使用者からの虐待を定義している。①身体的②性的③精神的④ネグレクト⑤財産の5つの類型の虐待が想定されている~~

本市においては、特に排除、身体的及び心理的な暴力、心理的な外傷を与える言動、放置、無作為等の行為を上げており、虐待は差別と表裏一体のものとして考え、ここに定義することとした。

(7) 共生社会

本市の条例が**目指し**、望むべき姿として挙げているのがこの共生社会であり、その定義として「差別を解消し、障害者と障害者でない者とが分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、地域の中で共に手を取り合い安心して暮らすことのできる社会」であることを定義し、条例名称である「障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会」を目指すこととした。

(基本理念)

第3条 障害者に対する差別をなくすための取組は、共生社会を実現するためのものであり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、性別や年齢等にかかわらず、基

本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活が保障される権利を有することを前提として行わなければならない。

2 障害者に対する差別をなくすための取組は、差別の多くが障害者に対する誤解、偏見その他の理解の不足から生じていることを踏まえ、障害及び障害者に対する理解を広げる取組と不可分のものとして行わなければならない。

3 障害者に対する差別をなくすための取組は、様々な立場の市民及び事業者がそれぞれの立場を理解し、相互に協力して行わなければならない。

本条は、本条例に基づいて障害を理由とする差別を解消する施策を進めていく際に拠り所とすべき基本的な考え方を示したものである。

~~障害のある人は、本人の意向とは関係なく施設や病院への入所等を強いられ、社会参加したくても十分にはできないような環境に置かれてきた。~~

~~「障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会」とは、そのような環境に置かれてきた障害のある人が積極的に参加・貢献していくことができ、障害のない人もそれを身近な問題として捉え、十分に理解し協力できるよう、共に学びながら共に生きていけるまちである。~~

~~その先には「差別を解消し、障害者と障害者でない者とが分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、地域の中で共に手を取り合い安心して暮らすことのできる社会」があり、第2条第6号で定義した、共生社会の実現につながっていく。~~

これを実現するためには、障害を、障害のある人だけの問題としてではなく、すべての人の問題として認識することが重要である。互いの違いを理解し、互いに尊重していくことが重要である。

差別の多くは、障害に関する誤解、偏見その他の理解の不足から起こるものである。そのため、市民や事業者の理解を深めるため、障害理解に関する取組を進めることが必要である。

~~【参考法規等】~~

●障害者基本法

~~—(目的)—~~

~~第一条 この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性~~

~~を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。~~

(市の責務)

第4条 市は、法の趣旨及び前条に規定する基本理念にのっとり、その他の法令との調和を図りながら、差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及び実施しなければならない。

本条は、市の責務として、法の趣旨や条例の基本理念にのっとり、障害者の差別解消のための必要な施策をしなければならないことを定めた規定である。

障害者差別解消法には、第3条に国及び地方公共団体の責務が規定されており、義務規定となっているほか、第15条には障害を理由とする差別を解消するための支援措置として啓発活動についての規定がされている。

当市としてもこの条例の策定を契機にまずは、身近なところから啓発活動を進めていきたいと考えている。

【参考法規等】

●障害者差別解消法

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(啓発活動)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(市民等の責務)

第五条 市民及び事業者は、共生社会を実現する上で差別の解消が重要であることに鑑み、差別の解消の推進に寄与する施策に協力するよう努めなければならない。

本条は、市民及び事業者の責務を規定しているものである。

本条例がめざす共生社会は、市の取組だけで実現できるものではない。市と事業者が本条例に基づく施策を実施していくに当たって、すべての市民や事業者の理解と協力が必要となる。本条の規定は、市民と事業者に対し、社会モデルで捉えた障害に対する理解を促進し、障害のある人への差別をなくすための取組に協力を求めるものである。

【参考法規等】

●障害者差別解消法

(国民の責務)

第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

(差別の禁止等)

第6条 何人も、障害者に対し、差別をしてはならない。

2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって障害者の権利利益を侵害することとならないよう、その実施について合理的な配慮をしなければならない。

本条は、差別の禁止について定めたものである。

第1項

本条は、「何人も差別をしてはならない」ということを包括的に禁止しているが、そのためには、具体的に何が差別に当たるのかという共通の物差しを明らかにし、これを社会のルールとして共有することが極めて重要となる。

しかしながら、障害者差別解消法では、規定を設けておらず、主務大臣が別途分野別の対応指針を定めることとなっている。

差別に該当するかしないかについては、個別具体的な事案において判断されることになる。~~最終的に差別に該当するかしないかの判定は、~~事案の内容を総合的に勘案しながら、障害のある人の相談も受ける自立支援協議会において行われる。

禁止事項に対する罰則規定を設けている法令も数多くあるが、この条例では差別行為に対する罰則については規定していない。この条例は共生社会の実現を目指すものであるため、差別した者に対して罰則を課すことによって目的を実現していくという考え方は相応しいものではない。

~~なお、条例の実効性を確保するため、勧告の規定（第15条）を設けている。~~

この条例では、障害のある人に対する差別に関するトラブルが発生した場合には、~~障害のある人とない人との間で、~~話し合いにより円満な解決を図ってもらうことを基本としている。しかし、当事者間で解決が困難であるときは、基幹相談支援センターや自立支援協議会が、差別に該当する事案（対象事案）の内容、対象事案の関係者の状況等を総合的に勘案した上で、解決策を探っていくこととなる。

~~勧告は、特に悪質な差別があったと思われる事案について、市長が助言案又はあっせん案の内容を妥当と判断した上で、正当な理由がなく従わない被申立者に対して行われるものであり、助言又はあっせんの申立てがなされれば直ちに勧告に至るという性質のものではない。~~

~~障害者差別解消法では、「差別的取扱い」及び「合理的配慮の不提供」が禁止されており、行政機関等に対する規定と事業者に対する規定がそれぞれ別に設けられている。~~

~~同法における差別的取扱いの禁止については、どちらも義務規定となっているのに対して、合理的配慮の不提供の禁止については、行政機関等は義務となっており、事業者は努力義務となっているという違いがある。~~

第2項

本条第2項については、社会的障壁の除去のための合理的な配慮について定めた規定である。

障害者の社会参加を制約している物理的な障壁あるいは障害者に対する偏見や誤解といった意識上の障壁など、障害者を取り巻くこれらの社会的障壁を取り除く取組が求められている。

ここでは、障害者が障害者でない者と同様に日常生活や社会生活を送ることができるよう、社会的障壁の除去について、負担が過重とならない範囲で必要かつ合理的な配慮がされなければならない旨の規定を設けたものである。

合理的な配慮について、実際にどのような内容がどの程度求められるかは、障害者の障害の程度やニーズ、相手方の負担能力や経営状況などによって異なるため、一律の具体的基準は設けていない。

実際の運用においては、直ちに実施できないことも想定される。このことから「負担が過重」（障害差別解消基本方針（内閣府）参照）かどうかについて、

○ 事務・事業への影響の程度（事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か）

- 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- 費用・負担の程度
- 事務・事業規模
- 財政・財務状況

などについて、十分検討し、建設的対話に努めることが重要である。

建設的対話について~~（東京都福祉保健局差別解消法Q&A）~~（障害差別解消基本方針（内閣府）参照）

合理的配慮の方法は、1つではなく、申出のあった方法では対応が難しい場合でも、お互いの情報や意見を伝え合い、建設的な対話に努めることで、代替となる手段を見つけていくことが大切である。

【参考法規等】

●障害者差別解消法

~~第十二条 主務大臣は、第八条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。~~

~~第二十六条 第十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。~~

●障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（内閣府）（平成27年2月24日）（抜粋）

3 合理的配慮

(1) 合理的配慮の基本的な考え方

ア 権利条約第2条において、「合理的配慮」は、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。

法は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等及び事業者に対し、その事務・事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権

利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）を行うことを求めている。合理的配慮は、障害者が受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえたものであり、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、障害者が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものである。

合理的配慮は、行政機関等及び事業者の事務・事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。

イ 合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、「（２）過重な負担の基本的な考え方」に掲げた要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものである。さらに、合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものである。

(2) 過重な負担の基本的な考え方

過重な負担については、行政機関等及び事業者において、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。行政機関等及び事業者は、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。

- 事務・事業への影響の程度（事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か）
- 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- 費用・負担の程度

- 事務・事業規模
- 財政・財務状況

(虐待の禁止)

第7条 何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。

本条は、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第3条の確認規定である。

これは、差別と虐待が表裏一体の関係にあるため、自立支援協議会委員の強い意向で、規定したものである。

その他の取組は、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律に基づき対応する。

市は、小金井市障害者虐待防止事業実施要綱により対応する。

(合理的な配慮)

第8条 市は、その事務又は事業を行うに当たり、次に掲げる場合には、第6条第2項の規定の趣旨を踏まえ、社会的障壁の除去の実施について合理的な配慮をしなければならない。

- (1) 保育、教育及び療育の実施をするとき。
- (2) 居住する場所の確保及び居住の継続に係る支援を行うとき。
- (3) 就労に係る相談及び支援を行うとき。
- (4) 意思疎通を図るに当たり、情報通信の技術を利用しやすい環境の整備を行うとき。
- (5) 行事を開催するに当たり、情報の提供及び通信を行うとき。
- (6) 移動の支援を行うとき。
- (7) 道路、建物その他の施設の整備及び管理を行うとき。
- (8) サービスを提供するとき。
- (9) その他社会的障壁が生じているとき。

2 市民及び事業者は、前項各号に掲げる場合には、第6条第2項の規定の趣旨を踏まえ、社会的障壁の除去の実施について合理的な配慮をするように努めなければならない。

本条は、合理的配慮について多くの号数を割いている。自立支援協議会委員の強い

意向で、障害のある人の地域生活にあたって、合理的配慮の例示が必要と考えられる分野について規定したものである。

また、その実施にあたっては、条例第6条第2項の規定の趣旨を踏まえ、負担が過重でないときは、実施しなければならない。

(1) 保育、教育及び療育の実施をするとき。

保育、教育及び療育においては、個別性の高さから、「合理的配慮の提供対象となる事項」と「支援・指導・訓練・教育の対象となる事項」の見極めが難しい場合も少なくない。つまり、合理的配慮を提供して（日常生活や社会生活に参加する）能力を補った方がよい場合と、子ども自身が支援を受けながら努力して能力を獲得した方がよい場合とがあり、その見極めが難しいことから、合理的配慮の提供に際しては建設的な対話が必要となる。

(2) 居住する場所の確保及び居住の継続に係る支援を行うとき

本号は、住居に関する合理的配慮について規定したものである。

憲法第22条において何人も公共の福祉に反しない限り居住移転の自由が保障されている。ところが、障害のある人は、障害の理解不足やその人がもつ心身機能への偏見から、自らが希望する場所で暮らすことが困難となっている現状がある。住む場所は、人が生活を営む上で欠かせないもののひとつであり、そのような障壁は除去されなければならない。また、障害者支援施設や病院等から地域生活への移行や自立した生活を営む環境整備を図る観点から、障害のある人の居住の場の確保も重要である。そこで、本市では、住居に関する合理的配慮の規定を明記することとした。

【参考法規等】

障害者基本法

—(住宅の確保)—

~~第二十条 国及び地方公共団体は、障害者が地域社会において安定した生活を営むことができるようにするため、障害者のための住宅を確保し、及び障害者の日常生活に適するような住宅の整備を促進するよう必要な施策を講じなければならない。~~

(3) 就労に係る相談及び支援を行うとき。

障害のある人が安心して暮らすためには、働くための環境の整備は不可欠である。

本号は、その雇用に関する合理的配慮等について規定したものである。

障害のある人は、「働きたい」、「働き続けたい」という気持ちを持っていても、困難が多く、仕事を見つけるためにも、また、働き続けるためにも支援が欠かせないことが多い。地域において就労を実現するためには、生活支援を含めて様々な人、また様々な機関による連携した支援と情報の共有が重要である。

【参考法規等】

障害者基本法

—(雇用の促進等)—

~~第十九条 国及び地方公共団体は、国及び地方公共団体並びに事業者における障害者の雇用を促進するため、障害者の優先雇用その他の施策を講じなければならない。~~

~~2 事業主は、障害者の雇用に関し、その有する能力を正當に評価し、適切な雇用の機会を確保するとともに、個々の障害者の特性に応じた適正な雇用管理を行うことによりその雇用の安定を図るよう努めなければならない。~~

(4) 意思疎通を図るに当たり、情報通信の技術を利用しやすい環境の整備を行うとき。

本号は、情報保障に関する合理的配慮について技術や環境の整備について規定したものである。

(5) 行事を開催するに当たり、情報の提供及び通信を行うとき。

特定の障害のある人にとっての情報のみならず、情報が提供されることは、障害のある人が主体的に生活するために、必要不可欠である。障害のある人の情報へのアクセスが障害のない人と同等に保障されるためには、情報を提供する側が障害のある人それぞれの特性を理解し、その特性に応じた配慮が必要になる。

(6) 移動の支援を行うとき。

本号は、移動の支援に関する合理的配慮について規定したものである。

障害のある人にとって、「社会参加の促進」「地域での障害者の自立した生活」を支える上で、移動を支援する福祉サービスは重要である。そこで、本市では、移動の支援に関する合理的配慮の規定を明記することとした。

~~【参考法規等】~~

~~障害者の権利に関する条約~~

~~第十八条 移動の自由及び国籍についての権利~~

~~1 締約国は、障害者に対して次のことを確保すること等により、障害者が他の者との平等を基礎として移動の自由、居住の自由及び国籍についての権利を有することを認める。~~

(7) 道路、建物その他の施設の整備及び管理を行うとき。

本号は、道路、建物その他の施設を円滑に利用するための合理的配慮等について規定したものである。

~~【参考法規等】~~

~~障害者基本法~~

~~(公共的施設のバリアフリー化)~~

~~第二十一条 国及び地方公共団体は、障害者の利用の便宜を図ることによつて障害者の自立及び社会参加を支援するため、自ら設置する官公庁施設、交通施設（車両、船舶、航空機等の移動施設を含む。次項において同じ。）その他の公共的施設について、障害者が円滑に利用できるような施設の構造及び設備の整備等の計画的推進を図らなければならない。~~

~~2 交通施設その他の公共的施設を設置する事業者は、障害者の利用の便宜を図ることによつて障害者の自立及び社会参加を支援するため、当該公共的施設について、障害者が円滑に利用できるような施設の構造及び設備の整備等の計画的推進に努めなければならない。~~

~~3 国及び地方公共団体は、前三項の規定により行われる公共的施設の構造及び設備の整備等が総合的かつ計画的に推進されるようにするため、必要な施策を講じなければならない。~~

(8) サービスを提供するとき。

本号は、上記までの号以外にサービス提供の中で社会的障壁が生じているときを規定したものである。

(9) その他社会的障壁が生じているとき。

本号は、8号まででは、カバーしきれない分野で社会的障壁が生じている場合に、合理的な配慮をするための規定である。

第2項

市民及び事業者に対し、だれもが当たり前に地域で一緒に暮らしていくための環境づくりをしていく努力を求めています。

~~【参考法規等】~~

~~●障害者基本法（昭和45年法律第84号）~~

~~—(国民の理解)—~~

~~第7条 国及び地方公共団体は、基本原則に関する国民の理解を深めるよう必要な施策を講じなければならない。~~

~~—(国民の責務)—~~

~~第8条 国民は、基本原則にのっとり、第一条に規定する社会の実現に寄与するよう努めなければならない。~~

~~●障害者自立支援法（平成17年法律第123号）~~

~~—(国民の責務)—~~

~~第3条 すべての国民は、その障害の有無にかかわらず、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営めるような地域社会の実現に協力するよう努めなければならない。~~

~~●障害者差別解消法~~

~~—(事業者における障害を理由とする差別の禁止)—~~

~~第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。~~

~~2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。~~

(相互理解の促進)

第9条 市は、共生社会の実現に向けて、市民及び事業者が障害及び障害者に関する正しい理解を深めるよう、普及啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

障害のある人への差別や偏見が生じる要因のひとつとして、障害への理解の不足があげられる。~~市民からの声のうち、「障害のある人に対する接し方がわからない」は、その代表的なものであり、~~障害を理解していないがゆえに、自らの固定化したイメージが先行し、ここから差別や偏見が生まれるのである。

このような構造は、障害というものを正しく理解すれば、生じることはないものと考えられ、そのためには、市が、市民及び事業者に対して啓発などを進めていくことが求められる。

~~【参考法規等】~~

~~●障害者総合支援法~~

~~—(市町村の地域生活支援事業)—~~

~~第77条 市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。~~

~~(1) 障害者等の自立した日常生活及び社会生活に関する理解を深めるための研修及び啓発を行う事業~~

(教育)

第10条 市は、障害の有無にかかわらず、幼児、児童及び生徒が共に生き、共に育ち合うことを基本とし、障害のある幼児、児童及び生徒が個々の障害に応じた教育を受けられるよう、合理的な配慮のために必要な環境を整えるよう努めるものとする。

2 市は、幼児、児童及び生徒が障害及び障害者に関する正しい知識をもつための教育が行われるよう、関係職員に対する特別支援教育等の研修の充実を図るものとする。

本条は、条例名称「共に学び」により、

全ての子どもの健全な育ちにおいて、多様な他者とかかわり関係の作り方を学ぶこと、生活体験を豊かにし、自己を知り他者を知る機会を増やしていくこと、すなわち、育ち合うという体験をすることは必要不可欠なものである。そのために、教育はとても重要な役割を担っている。

教育においては、個別性の高さから、「合理的配慮の提供対象となる事項」と「指導・支援等の対象となる事項」の見極めが難しく、合理的配慮の提供に際しては建設的な対話が必要となる。

●障害者差別解消法

~~—(社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備)—~~

~~第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。~~

(特定相談)

第11条 障害者及びその関係者は、市に対し、障害者本人に係る差別に関する相談（以下「特定相談」という。）をすることができる。

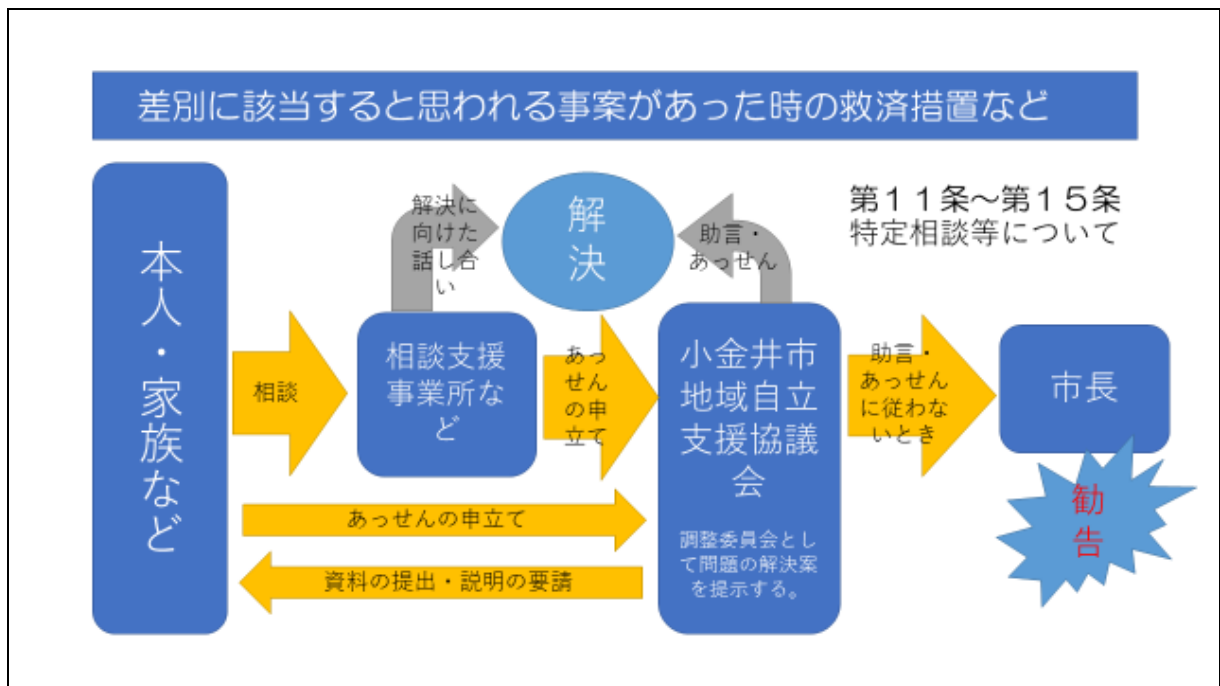
2 市は、特定相談があったときは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 特定相談に応じ、必要な助言及び情報提供を行うこと。
- (2) 特定相談に係る関係者間の調整を行うこと。
- (3) 関係行政機関への紹介を行うこと。
- (4) 次条の申立てに関する援助を行うこと。

3 市は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第77条の2の基幹相談支援センターに、前項各号に掲げる事務の全部又は一部を委託することができる。

4 特定相談の事務に従事する者又は特定相談の事務に従事していた者は、正当な理由なく、特定相談の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

【特定相談等の全体図】



本条は、本条例第4条で、市の責務として「差別を解消するための施策を実施しなければならない」と定めていることから、市として障害を理由とする差別に関する相談を受けることを定めた条文である。

第1項

「障害のある人及びその関係者」は、市又は市の委託相談機関等に対し、障害を理由とする差別に関する相談をすることができる。本項に基づく相談を「特定相談」という。

「その関係者」とは、後見人や保護者、家族はもちろんのこと、親しい隣人、友人、勤務先の同僚などのように日常生活又は社会生活において当該障害のある人とかかわりのある者のほか、事業者も含まれている。

「委託相談機関等」とは、具体的には以下の2つの機関である。

- ・ 障害者地域自立生活支援センター（基幹相談支援センター）
- ・ 小金井市市福祉保健部自立生活支援課

第2項

「必要な助言及び情報提供」とは、相談内容の解決に必要な事実確認を行いながら、特定相談を行った者に対して、相談内容の解決のために助言及び情報提供を行うことである。

また、法律相談や訴訟手続に関する事項については、「法テラス」等を紹介することになる。（法テラスとは、刑事・民事を問わず、国民がどこでも法的トラブルの解決に必要な情報やサービスの提供を受けられるよう、総合法律支援法に基づき設立された日本司法支援センターのこと。）

「特定相談に係る関係者間の調整」とは、相談内容によっては、特定相談を行った者だけでなく、相談内容に関係する者の意見を聞いた上で問題解決を図る必要があるため、特定相談を行った者と相談内容に関係する者の連絡調整を行うことを業務として規定している。

「関係行政機関への紹介」とは、相談内容に応じて関係行政機関、適切な相談先の連絡先等を紹介することを業務として規定している。

「次条の申立てに関する援助」とは、相談内容によっては、本人と建設的対話等を積み重ねた上で、助言・あっせんの申し立てを援助することを業務として規定している。

第3項

特定相談の事務を市だけでなく、基幹相談支援センターも行えることを規定しています。

第4項

特定相談に関わる関係者は、正当な理由がある場合を除き、第3項に定める事実の確認及び調査等に協力しなければならない。「正当な理由がある場合」とは、法律上又は契約上の守秘義務や、災害、入院、長期不在など、法的あるいは物理的に事実確認の対応や市の助言等を受けることができないような場合を指す。

~~【参考法規等】~~

●障害者差別解消法

~~—(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)—~~

~~第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を~~

~~理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。~~

(助言又はあっせんの申立て)

第12条 障害者は、自己に対する差別に該当すると思われる事案（以下「対象事案」という。）があるときは、市長に、解決するための助言又はあっせんの申立てをすることができる。

2 障害者の保護者又は養護者、障害者に関係する事業者又は関係機関その他関係者は、当該障害者に代わり、前項の申立てをすることができる。ただし、当該障害者の意に反するおそれがあると認められるときは、申立てをすることができない。

3 前2項の規定にかかわらず、対象事案が次の各号のいずれかに該当するときは、前2項の申立てをすることができない。

(1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）その他の法令により審査請求その他の不服申立てをすることができるものであるとき。

(2) 前2項の申立ての原因となる事実のあった日（継続する行為にあっては、その行為の終了した日）から3年を経過しているものであるとき（その間に申立てをしなかったことにつき正当な理由があるときを除く。）。

(3) 現に犯罪の捜査の対象となっているものであるとき。

4 対象事案が前項第3号に該当することとなったときは、当該申立ては、取り下げられたものとみなす。

本条は、差別に該当すると思われる事案を解決するために必要な助言又はあっせんの申立てに関する規定である。

「助言」とは、対象事案の内容を精査した上で、関係者の一方に対して、第三者の立場から行う解決案の提示のことをいい、「あっせん」とは、対象事案の内容を精査した上で、関係者の双方に対して、第三者の立場から行う解決案の提示のことを指す。

この条例に規定する助言又はあっせんの手続は、裁判外で障害のある人に対する差別に絡んだ紛争を解決しようとする手続ではあるが、①障害のある人からの申立てがあれば、その相手方は手続に参加しなければならないこと、②助言案又はあっせん案に従わない者に対して、市長が勧告することができることとしている点で、通常の裁判外紛争解決手続（訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする紛争の当

資料 10 障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例（案）逐条解説
（案）06.doc 25

事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続)とは異なっている。

「審査請求その他の不服申立て」とは、~~行政不服審査法(平成26年法律第68号)第3条に規定する審査請求、異議申立て、再審査請求など行政庁の処分に対して不服のある者が、法律の手続に従って関係行政庁に対して行うことを言う。~~

~~【参考法規等】~~

●民法

~~-(不法行為による損害賠償請求権の期間の制限)-~~

~~第七百二十四条 不法行為による損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から3年間行使しないときは、時効によって消滅する。不法行為の時から20年を経過したときも、同様とする~~

●障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律Q&A集(平成25年6月内閣府障害者施策担当) ~~-(抜粋)-~~

~~問14-2 民間事業者については報告の徴収等が規定されているが、行政機関等については、特に実効性担保の措置が定められていない。例えば、行政機関等による処分等が問題となる場合や、行政機関等の職員が本法に違反する行為をした場合には、どのようにして是正が図られるのか。~~

~~-(答)-~~

~~行政機関等の処分等が問題となるような場合には、例えば、行政不服審査法に基づく不服申立てを行うことが考えられる。また、仮に行政機関等の職員において本法に違反する行為があった場合には、例えば行政機関等の内部における服務規律確保のための仕組みや行政相談等の仕組みにより、是正が図られることになる。~~

(対象事案の調査)

第13条 市長は、前条第1項又は第2項の申立てがあったときは、対象事案について、相談支援事業者(市から委託を受けて障害者総合支援法第77条第1項第3号に規定する事業を行う者をいう。)と連携し、調査を行うことができる。この場合において、対象事案において差別したとされる者は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。

2 市長は、前項の調査を拒否した者に対して、調査に協力するよう勧告することができる。

本条は、

第1項 調査及び基幹相談支援センターとの連携

- 市長に対して、助言・あっせんの申立てがあった場合、事案の解決に当たり、事実関係を解明する必要があることから、市長は市が設置する基幹相談支援センターと連携して事実関係について調査できることを規定するとともに、調査の対象者に協力義務を課している。
- この調査は、相手方の協力に基づき、事情を伺ったり、状況を確認したりするなど、自立支援協議会が意見を出すために必要な情報を収集する活動である。
なお、正当な理由なく、この調査に協力しない場合は、条例第13条2項の規定により、市長は調査に協力するよう勧告する。
- 「正当な理由がある場合」とは、法令に特段の定めがある場合、医師、弁護士等が職務上知り得た秘密について職務上の守秘義務に基づき調査を拒否する場合、入院治療が必要な場合、又は災害、交通や通信の途絶等、調査対象者の責めによらない外的事情により調査に応じることができない場合をいう。
- 「調査」とは、相手方の協力に基づいて、事情を伺ったり、状況を確認するなどの活動をいい、無断で住居に立ち入ったり、強制的に書類等を押収するなどの活動は含まれない。

第2項 調査を拒否した場合の措置

- 市長は、正当な理由なく第13条第1項の規定に基づく市長の調査を拒否した者に対して、調査に協力するよう勧告する。なお、勧告は、書面により行う。

(助言及びあっせん)

第14条 市長は、前条第1項の調査の結果、必要があると認めるときは、障害者総合支援法第89条の3第1項の規定に基づき設置する小金井市地域自立支援協議会（以下「自立支援協議会」という。）に対し、助言又はあっせんを行うことについて意見を求めるものとする。

2 自立支援協議会は、前項の助言又はあっせんのために必要があると認めるときは、対象事案に係る障害者、事業者その他の関係者に対し、その出席を求めて説明もしくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

3 市長は、第1項の規定による自立支援協議会の意見に基づき、助言又はあっせんを行うことが適当であると判断したときは、対象事案に係る障害者、事業者その他の関係者に対し、助言又はあっせんを行うものとする。

本条は、差別に該当すると思われる事案を解決するために必要な助言又はあっせんに関する規定である。

第1項

市長に対して、差別に該当すると思われる事案を解決するために必要な助言又はあっせんの申立てがあった際に、この事実調査を行った結果、助言又はあっせんを行うか否かを判断するに当たって必要がある場合、市長から自立支援協議会へ意見を求めることようにしている。

第2項

自立支援協議会が、助言又はあっせんを行うか否かを判断するのにあたり、障害のある人及び関係者に対して、説明若しくは意見を聴き、資料の提出を求めることができる。

第3項

市長が、助言又はあっせんを行うときを判断するにあたって、自立支援協議会の意見に基づくことを規定している。

(勧告)

第15条 市長は、前条第3項の規定により助言又はあっせんを行った場合において、差別をしたと認められる者が正当な理由なく当該助言又はあっせんに従わないときは、当該差別をしたと認められる者に対して当該助言又はあっせんに従うよう勧告することができる。

本条は、勧告について定めたものである。

市長は、前条第3項の助言・あっせんを行った場合において、正当な理由なく当該助言・あっせんに従わないときは、当該助言・あっせんに従うよう勧告することができる。「正当な理由なく」とは、災害や長期入院など、差別をしたと認められる者が、あっせん（勧告）に従うことのできないやむを得ない事情がある場合を指す。

~~【参考法規等】~~

~~●障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）~~

~~〔抄〕~~

~~（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）~~

~~第12条 主務大臣は、第8条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、~~

~~対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導~~

~~若しくは勧告をすることができる。~~

~~（地方公共団体が処理する事務）~~

~~第22条 第12条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。~~

（委任）

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

本条は、~~「小金井市障害者虐待防止事業実施要綱」~~や、これから定める「障害のある人が市長に対して助言又はあっせんの申立てをする際の申込書の様式」などについて、別に要綱等で定めていることに対する委任である。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、別に規則で定める日から施行する。

（検討）

2 市長は、この条例の施行後3年を目途として、この条例の施行の状況、社会情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

付則1

「別に規則で定める日から施行」は、障害者差別のないまちを目指して、できるだけ早く施行したいという自立支援協議会の思い、さらには、この条例により、障害に対する理解・啓発が進むことを待ち望んでいる当事者やその関係者がいるため、早期の施行（平成30年4月1日）を目指すことを含んでいるものである。

付則2

「施行後3年を目途」としての見直しは、社会情勢の推移等に沿って、変えていってほしいとの自立支援協議会や当事者としての、思いである。

※現在、東京都が障害者差別解消条例についての議論を重ね、パブリックコメントを終えた（パブコメ案については骨子のみの提示）ところである。今年10月を目途に制定予定とのこと。